



移動交番だより 号



千葉南警察署
移動交番
291-0110



夏の交通安全運動



令和7年7月10日(木)から7月19日(土)

～ヘルメット かぶるあなたは カッコいい～

自転車のルール違反(一時不停止・安全不確認・信号無視等)による交通事故が多く発生しています。

令和8年4月から自転車(16歳以上)の交通違反に対する交通反則通告制度が施行予定です。

千葉県警察ホームページで自転車のルールについて再確認し、安全に利用しましょう。

「自転車の交通ルール」はこちら

Check



ながらスマホ罰則強化!

手持ち通話・画面注視・・・
懲役6ヶ月以下、罰金10万円以下

事故など危険を生じさせた場合・・・
懲役1年以下、罰金30万円以下



自転車は
車の
仲間です!

車上ねらいにご注意!

被害に遭うと、現金などの経済的な損失はもちろんのこと、運転免許証や保険証などに記載された個人情報や犯人の手に渡り、二次被害に利用されるかもしれません。

特に行楽シーズンは、海水浴場やキャンプ場など行楽地での被害にご注意ください。



夏休み中の少年の非行 犯罪被害の防止



夏休みの開放感などから、子どもが家出、深夜はいかい、喫煙等の不良行為に走りやすくなる時期です。

また、SNSなどのインターネットを利用して犯罪被害に巻き込まれるケースが増えています。

被害から子どもを守るためには、子どもにスマートフォンを渡す前に、ご家族で使い方のルールを必ず決めておきましょう。



- 1、短時間でも必ず施錠
- 2、車内には貴重品を置かない
- 3、防犯機器を付けましょう